

船員の最低賃金に関する省令等の一部を改正する省令案について

平成20年5月
海事局船員政策課

1. 背景

先の臨時国会において改正された最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）では、全ての陸上労働者を対象とする最低賃金の決定を国に義務付ける地域別最低賃金及び陸上労働者又は使用者の申出により任意に決定できる特定最低賃金を設けること、軽易な作業に従事する者等、一定の労働者に対しては、これら最低賃金の減額が特例として許可されること等の措置をしたところである。

なお、船員については、地域別最低賃金は採用せず、特定最低賃金を設けるとともに、国が必要と認める場合には自ら最低賃金を決定することができる仕組みとしている。

このことから、最低賃金の減額の特例対象となる労働者を定めること等、船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号。以下「省令」という。）の一部を改正する必要がある。

2. 改正の概要

- (1) 改正前の最賃法第8条では、最低賃金の適用除外を定めていたが、今般の改正において最低賃金の減額の特例に改正されたことに伴い、軽易な作業に従事する者等、国土交通大臣の許可を得た場合に最低賃金額の減額の対象となる者を新たに国土交通大臣の定める者として省令に規定する。（第2条関係）
- (2) 最低賃金の減額の特例について、新たに最低賃金額の減額の率について定める必要があるため、最低賃金額の減額の率を省令に規定する。（第4条関係）
- (3) 改正前の最賃法第11条では労働協約に基づく地域別最低賃金を定めていたが、船員については地域別最低賃金は採用せず、特定最低賃金を設けるとともに、国が必要と認める場合には自ら最低賃金を決定することができる仕組みと改正されたことに伴い、労働協約に基づく地域別最低賃金に関する手続を定めた規定を削除する。（第6条～第9条関係）
- (4) その他条ずれ修正、規定の整理を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成20年6月中旬
施 行： 平成20年7月1日